

次に三ごん一二獻に同じ獻をはりて立樂あり、日月花○本有三東字門より左右の樂人春庭樂を奏して馳道に進む、左右おのく二曲萬歳樂、地久賀殿長保樂などなり、臨時の勅によりて、この頃にかへりておこ舞をはりて、内辨くだりて陣につく、宣命見參をめすなり、内辨文杖を持て東階をのぼりて、東のひさしの南の戸より入て、おくの小間を西へをれて、御帳の東の屏風のもとに立、内侍右にいで、屏風のつまより右の手してこれをとる、左の手してはづれにて、ゐざりよりて御座のとほりにいたりて、御帳の方へいさ、か向ひて、杖を左のつくゑにかけてさしよす、主上是をとらせ給ひて、右のつくゑにおかせたまふ、左の御手にて杖手にてこれをねくはた袖にとらへて、右のいだすべをとる、手を内侍杖をとりて、ゐざりてしづく、杖を御帳の東の御帳臺の下にそへておく、すべて白きつゑは御帳の後にをぐ、返すべからざる故なり、くる内侍しづきてのち宣命見參おきつゑはひがしひておくやがて返し下すべきがゆへなり、内侍しづきてのち宣命見參おのおの是を御覽じ給て、左の机にをかせ給ふ、文のさきをいさ、か机よりさし出すなり、内侍是を見てす、みよりてこれを取きぬのひとへご杖にとりそへて、かた手に持て内辨に返し給ふ、内辨内侍をまつほどは、いさ、か玄ぞきて劍のしりを障子にあて、立なり、賢聖の障子なれば、なり、返し給りて、左にめぐりて、元の道をへて軒廊にくだりて、つゑを返したびて文を持てかへりのばる、參議をめして宣命を給ふ、參議内辨のうしろにす、みてけいせちしてたつ、笏をさすがごとくして、うるはしく文を給てさくにとりそへて本座にかへる、宣命もちたる宰相は、大臣にも禮をいたさず、なべては大臣のおきゐには宰相けいせちするなり、内辨已下下殿、左近の陣の南の邊にたつ、大納言以下皆始の列のごとく異位重行す、宣命使下殿して、こんらうよりす、みて、諸卿のうしろをへて、日花門の北のとびらにあたりて、いうしてこれこれを曲折西にをれて、夜に入らずば、西に向、宣命のへんの南にす、みたつ、冠のかげの版にあたるほど、いへり、揖して笏をさして宣命をひらく、先開きて、いさ、かあげて後おし合て、右の方へ出す、群臣再拜又さきの